

## 資料 1 生涯学習課報告事項

### 専決処分書



地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 12 日

座間市長 佐藤 弥斗

#### 工事請負変更契約の締結について

次のとおり請負変更契約を締結するものとする。

- 1 工 事 名 令和 6 年度 座間市立市民文化会館大規模改修工事（債務負担）
- 2 請 負 人 座間市南栗原三丁目 18 番 13 号  
アイグステック株式会社関東支店  
取締役支店長代理 荒井 呉 仁
- 3 請負契約金額 変更前 23 億 2,320 万円  
変更後 23 億 6,940 万円

## 参考資料

### 契約の概要

- 1 件 名 令和6年度 座間市立市民文化会館大規模改修工事（債務負担）
- 2 履行期限 令和8年2月19日
- 3 工事場所 座間市緑ヶ丘一丁目1番2号
- 4 変更概要 石綿含有が判明したことによる石綿含有成形板除去等並びに東面及び南面の外壁調査の結果、外壁タイル部分張替作業等の追加をするため、4,620万円の増額となるものである。